

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月26日

【事業年度】 第13期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 ダブル・スコープ株式会社

【英訳名】 W-SCOPE Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 崔 元根

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎五丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役戦略企画本部長 大内 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎五丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役戦略企画本部長 大内 秀雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (百万円)	2,717	4,522	7,448	9,048	9,517
経常利益又は 経常損失() (百万円)	119	695	2,054	2,479	108
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失() (百万円)	137	528	1,829	1,945	119
包括利益 (百万円)	1,501	1,243	1,235	1,387	2,289
純資産額 (百万円)	9,878	11,145	12,405	20,670	22,948
総資産額 (百万円)	11,758	14,374	17,047	30,394	46,674
1株当たり純資産額 (円)	347.75	391.63	435.01	665.73	734.23
1株当たり当期純利益 金額又は 当期純損失金額() (円)	4.85	18.65	64.52	65.28	3.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)		18.43	62.08	61.46	
自己資本比率 (%)	83.8	77.2	72.5	67.8	49.1
自己資本利益率 (%)	1.5	5.0	15.6	11.8	0.6
株価収益率 (倍)	58.7	18.8	34.9	26.8	
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	640	1,055	2,668	2,729	697
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,313	1,565	3,562	7,460	14,314
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	201	1,199	924	11,384	13,566
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,186	3,998	3,948	10,508	10,529
従業員数 (名)	130	177	289	383	502

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 第13期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第12期以前につきましても百万円単位で表示しております。

5 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (百万円)	148	596	1,266	807	1,596
経常利益 (百万円)	565	236	1,253	406	1,124
当期純利益 (百万円)	550	229	1,216	382	1,075
資本金 (百万円)	4,119	4,119	4,131	7,633	7,676
発行済株式総数 (株)	14,171,600	14,171,600	14,206,600	30,956,600	31,197,600
純資産額 (百万円)	8,620	8,872	10,112	17,373	18,436
総資産額 (百万円)	10,065	11,598	13,725	25,608	35,132
1株当たり純資産額 (円)	303.34	311.43	354.33	559.21	589.60
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	10.00 (-)	2.50 (-)	2.50 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.41	8.09	42.88	12.83	34.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		7.99	41.26	12.08	33.12
自己資本比率 (%)	85.4	76.1	73.4	67.6	52.4
自己資本利益率 (%)	6.6	2.6	13.0	2.8	6.0
株価収益率 (倍)	14.7	43.4	52.5	136.4	67.8
配当性向 (%)			11.66	19.49	7.24
従業員数 (名)	5	4	6	8	10

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 第11期の1株当たり配当額には、創立10周年記念配当5円を含んでおります。なお、第11期の1株当たり配当額については、基準日が平成27年12月31日であるため、平成28年7月1日付の株式分割(1:2)は加味しておりません。
- 5 第13期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第12期以前につきましても百万円単位で表示しております。

2 【沿革】

当社は、平成17年にリチウムイオン二次電池用セパレータ(ポリオレフィン微多孔膜(注)) (以下「リチウムイオン二次電池用セパレータ」という)の開発製造・販売を目的として設立されました。当社設立以後の企業集団に関わる経緯は次のとおりであります。

年月	概要
平成17年10月	神奈川県横浜市港北区にリチウムイオン二次電池用セパレータの開発製造、販売会社として設立(資本金54,000千円) 同時に大韓民国忠清北道に子会社W-ABLE CO.,LTD(現・連結子会社)を設立
平成17年11月	同社の外国人投資企業登録が完了
平成18年5月	本社を神奈川県川崎市高津区に移転
平成19年3月	子会社W-ABLE CO.,LTD がISO14001認証を取得
平成19年8月	同社が韓国財政経済部よりリチウムイオン電池用隔離膜製造事業に対し租税減免決定を受ける
平成20年2月	同社がW-SCOPE KOREA CO.,LTD.に社名変更
平成20年12月	同社が韓国知識経済部の部品素材専門企業認証取得
平成21年7月	同社がISO/TS16949認証取得
平成22年10月	同社がベンチャー企業として地域経済発展に貢献したとして韓国中小企業庁長官賞及び韓国忠清北道知事賞授賞
平成23年1月	香港に同社の子会社としてW-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED(現・連結子会社)を設立
平成23年2月	中国深圳にW-SCOPE KOREA CO.,LTD.の駐在事務所を設立
平成23年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成24年3月	台湾にW-SCOPE KOREA CO.,LTD.の駐在事務所を設立
平成24年5月	本社を東京都品川区に移転
平成26年2月	中国深圳に同社の子会社としてW-SCOPE New Energy(Shenzhen) CO., Limited(現・連結子会社)を設立
平成26年4月	台湾のW-SCOPE KOREA CO.,LTD.駐在事務所を閉鎖(W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITEDに移管)
平成26年6月	中国深圳のW-SCOPE KOREA CO., LTD. 駐在事務所を閉鎖(W-SCOPE New Energy(Shenzhen) CO., Limitedに移管)
平成27年11月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
平成28年10月	大韓民国忠清北道に当社子会社として、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.(現・連結子会社)を設立

(注)ポリオレフィン微多孔膜

ポリオレフィン微多孔膜の性質は「無数の穴があって表面積が多いこと」であり、ポリオレフィン微多孔膜は物質の分離機能、隔膜機能等が生かされた用途に使用されています。

3 【事業の内容】

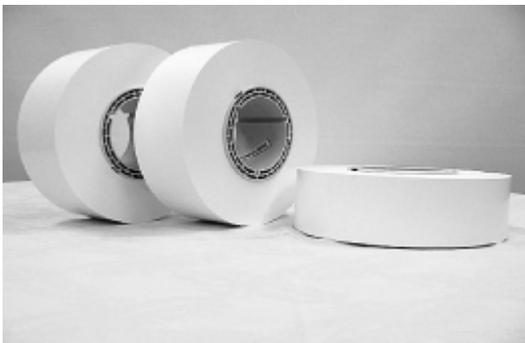
当社及び当社の関係会社は、当社と連結子会社4社(W-SCOPE KOREA CO.,LTD.、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.、W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED、W-SCOPE New Energy(Shenzhen) CO.,Limited)の合計5社(以下、「当社グループ」)で構成されております。当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を主たる事業とし、日本、韓国、中国及び米国に拠点を置く、リチウムイオン二次電池メーカーを主要な顧客としております。

リチウムイオン二次電池の主要材料は、正極材、負極材、電解液、セパレータであり、4つの主要材料以外に、銅箔、バインダー、添加剤など関連部材は、20～30点ありますが、リチウムイオン二次電池の性能と価格は主要材料によってほとんど決定されております。

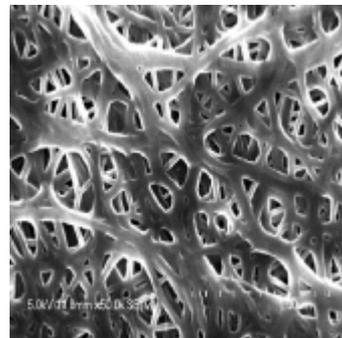
当社グループの主要製品のセパレータには、一般的にポリオレフィン製の微多孔膜が用いられており、正極材と負極材を隔離しつつ、正極・負極間のリチウムイオンの伝導性を確保する役割があります。また電池が異常発熱し高温状態になった場合、ポリオレフィンが溶融して孔を塞ぐ安全機構(シャットダウン特性)により、リチウムイオンの移動を阻止して安全に電池の機能を停止させる重要な役割があり、電池の安全性を担っています。

またセパレータは、リチウムイオン二次電池の繰り返し充放電機能を支える中核部品であり、製造においては高分子設計、高分子材料加工(フィルム化、多孔質化)など複数の技術が必要とされております。具体的には、数ミクロンレベルでの厚さの作り分け及び厚さ管理が要求され、さらに直径100ナノメートル前後の微孔を均一に分布させる高い技術と製造ノウハウが必要とされております。

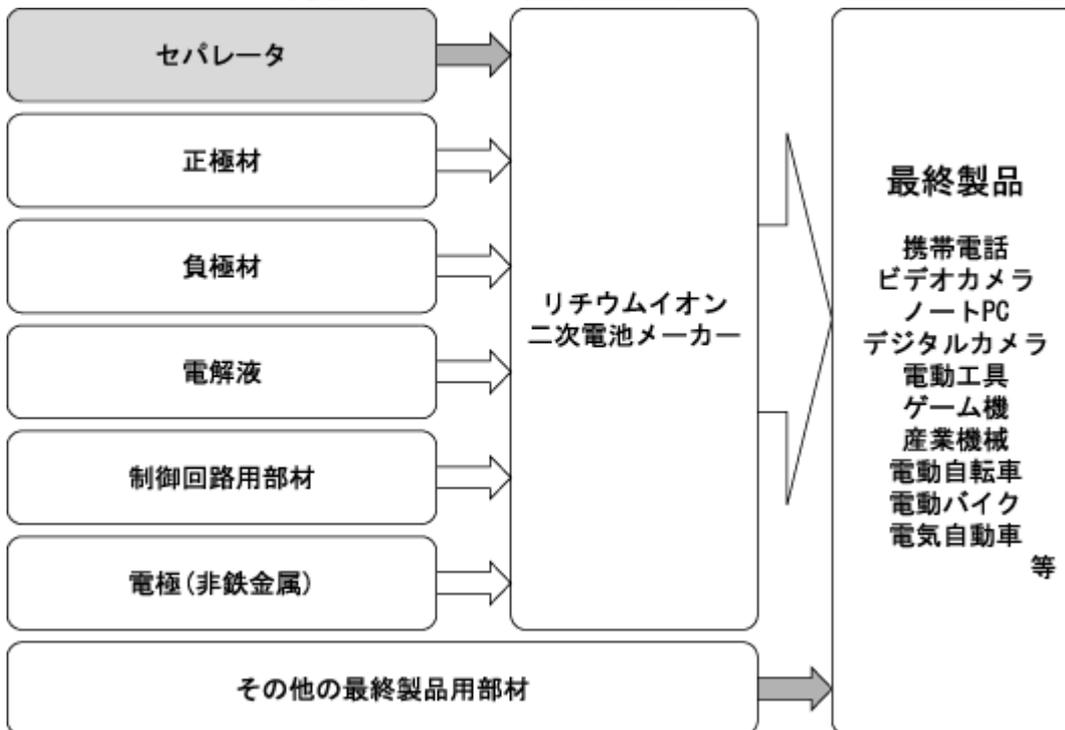
当社製品出荷仕様



当社製品5万倍拡大写真



リチウムイオン二次電池用セパレータの最終製品への流れは、以下のとおりであります。



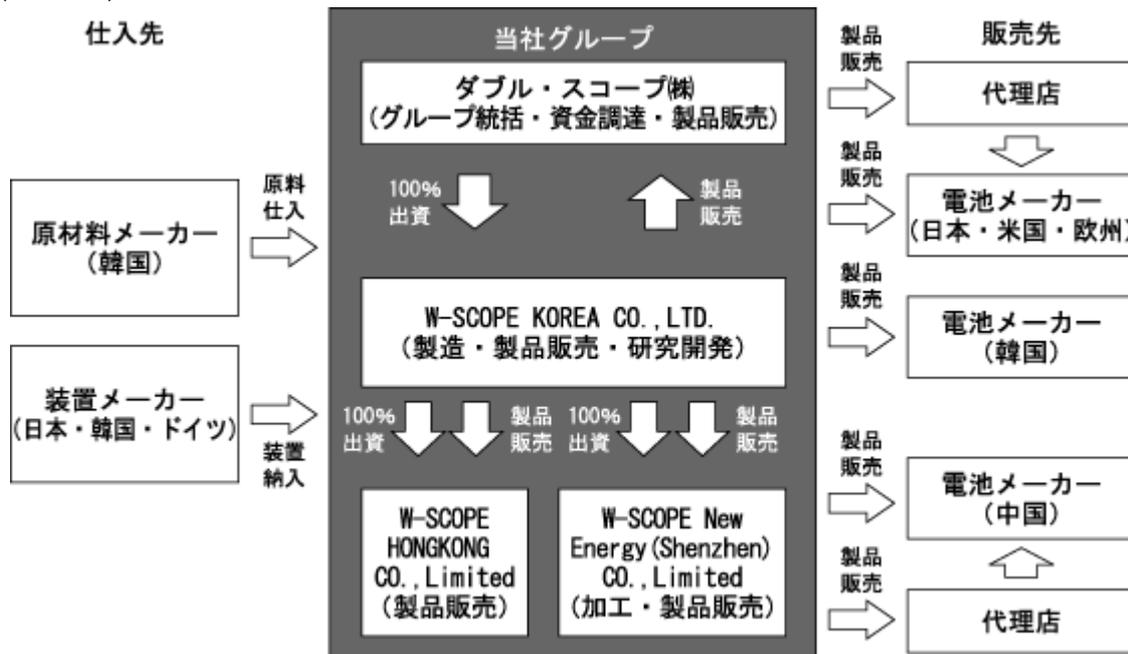
(当社グループの生産・販売・研究開発体制)

当社グループの製品の製造は、連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.に集約しております。当社グループでは当社にて日本、北米、ヨーロッパ市場及びグループ全体での営業活動を統括し、連結子会社のW-SCOPE KOREA CO., LTD.にて韓国市場を、W-SCOPE KOREA CO., LTD.の連結子会社W-SCOPE HONGKONG CO., LIMITED及びW-SCOPE New Energy (Shenzhen) CO., Limitedにて中国、香港市場への営業活動を展開しております。また、当社グループの研究開発活動は、主にW-SCOPE KOREA CO., LTD.の開発部門にて行っており、超薄膜化及び高耐熱セパレータの開発に取り組んでおります。

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。なお、平成30年上期より稼働予定のW-SCOPE CHUNGPU PLANT CO., LTD.は当連結会計年度末現在、事業を開始していないため、事業の系統図には含めておりません。

(以下図示)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合	関係内容
(連結子会社) W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	大韓民国忠清北 道清州市	2,175 百万ウォン	リチウムイオン 二次電池用セパ レータの開発製 造及び販売	100%	当社へ製品等を供給 当社による社債取得 役員の兼任あり (2名)
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区 尖沙咀	100,000 香港ドル	リチウムイオン 二次電池用セパ レータの販売	100(100)%	役員の兼任あり (2名)
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited	中華人民共和国 広東省深圳市福 田区	600,000 米ドル	リチウムイオン 二次電池用セパ レータの販売	100(100)%	
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	大韓民国忠清北 道忠州市	1,700 百万ウォン	リチウムイオン 二次電池用セパ レータの製造	100%	役員の兼任あり (2名)

(注) 1 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.及びW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.は特定子会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	9,079百万円	純資産額	22,019百万円
	経常利益	334百万円	総資産額	28,967百万円
	当期純利益	368百万円		

4 W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITEDは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	4,220百万円	純資産額	80百万円
	経常損失()	18百万円	総資産額	1,223百万円
	当期純損失()	23百万円		

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

区分	従業員数(名)
全社(共通)	502
合計	502

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、従業員数は会社共通として記載しており、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

3 前連結会計年度末に比べて従業員数が119名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(円)
10	39歳7ヶ月	3年5ヶ月	5,928,890

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 当社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の米国経済は製造業、非製造業ともに概ね業況の改善が進み通年を通し堅調を維持する一方、欧州経済では成長率の低下傾向がみられるものの、引き続き堅調な景気拡大が続いております。中国経済においては、製造業投資及び輸出の伸びなどにより若干ながら7年ぶりにGDP成長率が伸びる見込みです。これらの結果、世界経済全体としては安定的な成長を維持し、堅調な地合いが継続してまいりました。

このような状況の中、当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業におきましては、リチウムイオン二次電池市場の60%超を占める民生用途において、市場の成長の鈍化は否めないものの、リチウムイオン電池の高エネルギー密度化に伴う高付加価値セパレータ需要の伸び及びパワー系電池市場の拡大により成長が続きました。また、中国市場に牽引されてきた、EV（電気自動車）やHEV（ハイブリッドカー）といった輸送機器用途では欧米市場での需要増の見通しも明確になりました。これは世界各国の環境規制に主要自動車メーカーが反応し、具体的なEV等の開発、生産及び販売の計画を開示し始めたことによるものであります。

当社グループの販売は民生用途が売上の65%程度を占めます。民生用途においては特に電動工具等のパワー系電池及びスマートフォン用途の販売が主要な市場となっております。一方で35%程度を占める車載用途では中国政府の助成金政策の変更に伴い一時的に電池メーカーの生産性が低下した時期がありましたが、概ね回復しております。また大手電池メーカー各社からの、欧米EV用途向けセパレータサンプル需要の急増への対応と、量産体制の確立への取り組みを継続しております。

連結売上高の47.0%を占める中国市場では新エネルギー車（EVおよびHEV）向けが大きな割合を占めますが、当期は助成金政策の対象となる電池スペックの変更に伴い、電池メーカーの生産が一時低下した期間もあったことを受け、対前期比5.1%の減少となりました。

韓国市場においては韓国大手バッテリーメーカーLGグループへの販売が中心となっておりますが、客先が一時的に特定市場での売り上げを減らしたことに伴い、対前期比1.1%の減少となりました。

日本での販売は東北村田製作所グループ各社への販売が引き続き増えており、対前期比372.0%増となり今後も安定的に供給量を増やす見通しとなっております。

当社グループでは輸送機器向け案件を中心とした顧客各社の旺盛な需要を背景に生産能力増強を継続しております。平成29年下期には大型成膜ラインである第8、9号ラインが量産稼働へ移行しました。更に平成30年上期には新生産子会社であるW-SCOPE CHUNGU PLANT CO.,LTD.での累計第10、11号ラインの量産開始を予定しております。

これらの結果、売上高は9,517百万円と、前期比469百万円（対前期増減率5.2%）の増加となり、販売顧客・販売地域の多様化を更に進めました。

一方で、研究開発においては工業用水処理用フィルターなどの新規用途開発に要した結果262百万円と、前期比84百万円の増加となり、その他費用面においても当社製造子会社W-SCOPE KOREA CO.,LTD.の製造環境改善費用、平成30年下期より量産が加速する見通しとなっているEV、PHEV用途電池向けの大量のサンプル出荷及び当第3四半期より設置の大型ライン第8号・9号の生産立ち上げに係る変動費の増加等により大幅に営業利益を圧縮しました。

これらの結果、営業利益は274百万円と、前期比2,096百万円（同 88.4%）の減少となりました。営業外費用は為替差損412百万円（前期は為替差益124百万円）などがあり、結果として、税金等調整前当期純損失は99百万円と、前期比2,579百万円（前期は税金等調整前当期純利益2,479百万円）の減少、親会社株主に帰属する当期純損失は119百万円と、前期比2,065百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,945百万円）の減少となりました。

当期の平均為替レートにつきましては、米ドルが112.13円、1,000韓国ウォンが99.2円となりました。

なお、当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ20百万円(0.2%)増加し、10,529百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは697百万円の収入(前期2,729百万円の収入)となりました。これは主として、税金等調整前当期純損失の計上99百万円、減価償却費の計上1,719百万円があった一方で、たな卸資産の増加365百万円、法人税等の支払額472百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは14,314百万円の支出(前期7,460百万円の支出)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出14,275百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは13,566百万円の収入(前期11,384百万円の収入)となりました。これは主として、短期借入金の純増加額5,387百万円、長期借入による収入9,500百万円があった一方で、長期借入金の返済1,317百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	生産高(百万円)	前年同期比(%)
リチウムイオン二次電池用セパレータ	8,320	142.4
合計	8,320	142.4

- (注) 1 当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、生産実績は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
 2 金額は、製造原価によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループの製品は、販売先からの受注による受注生産ですが、生産から納入までの期間が極めて短いため、現実的には販売先からの月次あるいは四半期の購入計画情報を基に、過去の実績、生産能力を勘案した見込生産的な生産形態を採っており、受注高及び受注残高を算出することが困難でありますので、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
リチウムイオン二次電池用セパレータ	9,517	105.2
合計	9,517	105.2

- (注) 1 当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、販売実績は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
LGグループ	3,399	37.6	3,395	35.7
東莞市旭冉電子有限公司	2,938	32.5	3,115	32.7
東北村田製作所グループ			1,477	15.5

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 前連結会計年度の東北村田製作所グループについては、当該割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。
 5 LGグループには、LG CHEM, LTD.を含んでおります。東北村田製作所グループには、Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.及びMurata Energy Device Singapore Pte. Ltd.を含んでおります。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループでは、当期までに販売実績をあげた顧客に対しての製品の安定供給化、製品の承認を頂いている顧客への販売量の確保、さらに市場からの高性能・高品質化の要求を受けて、新製品の開発を行っていく必要性があり、今後当社グループでは、以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

人材確保及び社員教育

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ製造技術における幅広い専門知識と経験を有する優秀な技術者を育成することが中長期的な視点に立った当社グループ戦略のために必要不可欠と考えております。そのため、中途採用による即戦力の確保だけでなく、海外を含めた新卒者の採用にも積極的に取り組んでおります。今後は研修制度の確立及びOJTによる教育制度の強化並びにストック・オプション制度等をはじめとするインセンティブ制度の充実による社員のモチベーションの維持・向上に取り組んでまいります。

新規顧客の拡大

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータを製造し、日本をはじめとしてアジア及び米国を拠点としている顧客を対象として販売活動を行っております。今後は、リチウムイオン二次電池を製造している大手顧客との取引拡大に努め、営業活動を強化してまいります。

資金調達

当社グループは、今後の製品需要の継続的な拡大を見込んでおり、製造設備投資、研究開発投資及び運転資金の増大に対応した資金調達は重要な課題であると認識しており、今後も一層の財務基盤の充実強化を図ってまいります。

なお、資金調達の方針としましては、原則として製造設備投資、研究開発投資資金は内部留保と金融機関からの借入を中心とし、運転資金は金融機関からの借入を中心に調達してまいります。

生産体制の強化

当社グループがリチウムイオン二次電池用セパレータを供給するリチウムイオン二次電池業界は、民生用途の継続的な成長に加え輸送機器用途の本格展開によりリチウムイオン二次電池の需要が増加しており、成長が持続するものと予測されます。

そのような需要の拡大に対して、従来に比べより自立性の高い経営を実現するため、多様な手段により調達した資金によって、市場の拡大に合わせてタイムリーな設備投資を行い、生産能力の強化を図っていく必要があります。

具体的には、今後も生産拠点である韓国において、顧客の需要拡大にタイムリーに対応しながら生産能力の拡大を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

リチウムイオン二次電池用セパレータへの収益の依存について

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売に特化しており、当連結会計年度において、その売上高は当社グループの売上高の全額を占めています。今後につきましてもリチウムイオン二次電池用セパレータの売上が引き続き第一の収益源になると予測しています。

当社グループが開発、製造、販売しているリチウムイオン二次電池用セパレータは国内外のESS（エネルギー・ストレージ・システム）、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車（EV）、ハイブリッドカー（HEV）など多様な分野で使用されているリチウムイオン二次電池に利用されており、そのため、経済状況の悪化等を原因とした民生用ポータブル機器や輸送用機器などの需要が縮小した場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合会社について

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を事業としている企業と競合関係にあります。この業界は、大手企業が市場シェアの大半を占めているため、当社グループは後発企業として、それらの大手企業と競合することになると認識しております。既存競合各社は、概して当社グループより大きな顧客基盤を持ち、当社グループより豊富な財源、技術的資源及び人的資源を有しています。これらの当社グループに対する優位性により、競合会社が技術革新を進め、高性能な新製品を開発・販売した場合、または当社グループの製品よりも安価な製品を提供し、さらに自社製品をより効率的に販売促進した場合などにおいて、当社グループが十分な競争力を発揮できない事態となれば、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新とライフサイクルの短期化について

当社グループは、先端の生産技術を駆使した製品を販売しておりますが、近年、リチウムイオン二次電池産業全体の技術革新が加速化しており、リチウムイオン二次電池部材全体の性能改善が強く求められる傾向があります。当社グループは、今後もリチウムイオン二次電池用セパレータの超薄膜化や耐熱性向上の為の研究開発を強化する方針であります。

しかしながら、当社グループの予測よりも早く技術革新が起こった場合、新製品の販売開始時期が遅れ、また、既存製品が陳腐化することが想定され、その結果、市場での競争力を失い当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

製品の品質にかかるリスク

当社グループでは、高品質の製品を安定して供給する努力を継続しておりますが、設備等の不良や顧客要求の厳格化等により計画通りの品質や稼働率を達成できず、結果として販売単価や生産数量が下落する可能性があります。また、当社グループではISO/TS16949に基づいて厳格な品質管理を実施し、出荷製品につきましても細心の注意を払っております。しかし出荷製品の不具合により、製品回収や損害賠償、取引の停止等が発生する可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ製造技術に関する特許を保有しており、今後も更なる研究開発を進め、必要に応じて特許を出願する方針であります。しかしながら、当社グループが現在出願している特許及び将来出願する特許の全てが登録されるとは限らず、当社グループの技術やノウハウを必ずしも適切に保護できるとは限りません。

また、当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように常に留意し、定期的に外部の弁護士・弁理士等を通じて調査をしておりますが、万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より製造の差し止めや損害賠償などを請求される可能性があります。その場合、当社グループの経営陣が多大な時間と労力の投入を強いられ、弁護士費用等の費用が増加し、当社グループの評判が低下することにより、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

原材料及び燃料の価格変動に関するリスク

当社グループのリチウムイオン二次電池用セパレータの主材料であるポリオレフィンの価格は安定しておりますが、当社グループの生産活動においては、多くの原材料を使用するため、これらについて供給の逼迫や遅延、価格の高騰等が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定仕入先への依存に関するリスク

当社グループがリチウムイオン二次電池用セパレータの製造において購入する資材等には、仕入先や供給品の代替が困難なものや、少数特定の仕入先からしか調達できないものがあります。当社グループで使用する資材、部品、その他の機械・装置等が、現在十分確保されていると認識しておりますが、今後、特定の仕入先における経営悪化や天災等の事情により、供給の遅延・中断や供給不足が生じる可能性があります。当社では、代替調達先を用意する努力を継続しておりますが、その場合にも安定供給が可能であるという保証はありません。また、資材価格の値上がりが生じた場合、資材の調達に多額の費用が必要となる可能性があります。こうした事態が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客の集中に関するリスク

当社グループの売上高は、一部特定の企業によって占められており、当連結会計年度における売上高の91.3%を上位5社が占めております。今後も売上の多くを限られた数の顧客に依存することになると予測しております。かかる顧客が当社グループからの製品の購入を大幅に減らさないという保証はなく、また当社グループからの製品の購入を中止しないという保証もありません。そのため、かかる顧客による当社グループの製品の購入が減少した場合や、中止された場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

カントリーリスクについて

当社グループ製品の100%は韓国の子会社によって生産されております。また当社グループの海外売上高は、前連結会計年度において8,726百万円(海外売上高の割合96.4%)、当連結会計年度において7,998百万円(海外売上高の割合84.0%)であります。連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.は、販売先の現地におけるサービスを行うために、現在香港・中国深圳に子会社を設立しております。当社グループは今後も国内、韓国、中国、米国のみならず、その他海外向けの販売を強化する計画であるため、地域展開と共に海外の子会社が増える可能性があります。したがって、顧客及び当社グループ子会社が存在する国または地域の政治的、経済的情勢及び政府当局が課す法的な規制の影響またはテロ、戦争、感染症、自然災害その他の要因による社会的混乱により当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD.は、平成19年8月に韓国財政経済部(現、企画財政部)より、リチウムイオン電池用隔離膜製造事業が韓国における租税特例制限法上の高度技術随伴事業に該当し、同法施行令第116条の2の規定による租税減免の基準を満たしたという判断を受けて租税減免決定を受けております。また、平成27年以降は韓国政府が指定した、外国人投資地域に入居した場合に申請が可能な団地型の租税減免決定を受けております。これらによりW-SCOPE KOREA CO., LTD.は、生産ライン毎に利益を初めて計上した年から3年間に渡り法人税の100%の減免を受け、その後2年間に渡り法人税の50%の減免を受ける優遇税制の適用を受けています。但し、租税特例制限法の規定によりますと大韓民国国民等が外国法人または外国企業の議決権のある株式または出資持分を直接または間接に10%以上を所有し、その外国法人または外国企業が租税減免を受けられる外国人投資を行う場合、大韓民国国民等のその外国法人または外国企業に対する株式所有比率に対しては、租税減免対象になりません。

当連結会計年度末現在の韓国の法人税率は、2億ウォン以下分については10%、2億ウォン超過・200億ウォン以下分については20%、200億ウォン超過分については22%が適用されおり、当連結会計年度末現在においてはW-SCOPE KOREA CO., LTD.は減免率による減免を享受することになっております。しかし、租税特例制限法上の減免税額の追徴事由が発生した場合、かかる優遇税制の適用期間の満了により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

最近2連結会計年度の販売地域別の売上高の内訳

	韓国	中国	欧米	日本	計
平成28年12月期(百万円)	3,525	4,720	479	321	9,048
(構成比)(%)	(39.0%)	(52.2%)	(5.3%)	(3.6%)	(100.0%)
平成29年12月期(百万円)	3,488	4,477	32	1,519	9,517
(構成比)(%)	(36.6%)	(47.0%)	(0.3%)	(16.0%)	(100.0%)

販売先が海外に集中しており、与信管理や取引先管理が十分に行われないうリスク

当社グループはアジア及び米国等の諸外国において主に事業展開しております。海外の国・地域においては商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。当社グループでは、与信管理規程等各種規程を厳格に運用し、与信審査を十分に行い、特に中国市場におきましては、一部は販売協力会社を通じて販売し、また一部は前受金決済でのビジネスにより、売上債権等の未回収リスクの低減を図っております。しかし、予期しない事態により、取引先が不測の債務不履行等に陥り、当社グループが有する債権の回収が困難となる場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性があります。

為替変動の影響について

当社グループ製品は、連結子会社W-SCOPE KOREA CO.,LTD.で生産され、世界各国で主に米ドル建てで販売活動を行っており、為替レートの変動による影響を受けております。また子会社の外貨建ての利益、費用、資産及び負債の評価は為替レートの変動による影響を受けております。

事業活動において為替変動リスクを完全に排除することは困難でありますので、今後著しい為替変動があった場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

設備投資にかかるリスク

当社グループは、現在第10号～第13号ラインへの投資を実施中であります。第14号ライン以降の投資決定に関しましては、市場動向や投資回収について検討の上、迅速に対応する方針です。しかしながら、市場環境の急速な変化や、設備の立ち上げの遅延等により、投資決定時に比べ投資回収期間が長期化することで当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。同様に、当社グループが予定通りの増産計画が達成できなかった場合には、顧客の供給量に関する要求にこたえることができないなどの理由により、当社グループ製品の購入を減少させる又は中止させることで、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の確保と定着に関するリスク

当社グループは製品を開発、製造し、製品についての顧客サポート及びマーケティングを行うため、これらの分野における経験を有する専門性の高い研究者及び装置の開発に熟知している技術者を中心に採用しなければなりません。また、韓国においては、専門性を有する人材はソウルへ一極集中傾向があり、経験者の採用に課題があります。

当社グループにおいても、主要な人材を採用及び確保できない場合、当社グループの事業運営が混乱し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業に関する投資リスク

当社グループではリチウムイオン電池用のセパレータの開発製造によって培ったメンブレンフィルムの生産技術を他の用途に転用すべく、新規事業として取り組んでいます。現在はメンブレンフィルムを淡水化フィルターなど工業用用途に使用する為のフィルムの開発を行っておりますが、これらが成果をもたらすという保証はなく、研究開発費用の支出の回収が困難となる可能性があります。

特定の人物への依存について

当社グループの取締役はそれぞれ、経営、技術開発、マーケティング、営業戦略、製造戦略等当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有し重要な役割を果たしています。これらの者が当社を退職した場合や、病気等の事情で業務遂行が困難となった場合、後任者の選任に関し深刻な問題に直面する可能性があり、当社グループの事業展開及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

法的規制等に関するリスク

当社グループが事業を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、独占禁止、製造物責任、環境、労務、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。当社グループは、こうした法令及び規制を遵守し公正な企業活動に努めておりますが、万一当社グループに適用される規制に反することにより、当社グループに制裁金が課されたり、一定の事業活動が強制的に停止させられたりする場合や法令・規制違反を理由とする訴訟や法的手続きにおいて、当社グループにとって不利な結果が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特徴的な組織構成について

当社グループはグローバルに事業を展開しており、日本本社のほか、韓国、中国に連結子会社を保有しております。中でも、当社グループの製造拠点を韓国に所在する連結子会社であるW-SCOPE KOREA CO.,LTD. に集約させるなど、特徴ある組織構成を構築しており、役職員は、日本本社が18名、韓国子会社が485名、中国子会社が7名となっております。また当社は製造業として製造現場を最重要視し、日本本社の取締役5名のうち2名を韓国に駐在させております。

当社グループでは、今後の事業拡大に伴い人員の増強、内部管理体制の一層の充実に努め、複数の国で事業展開を行うにあたってのグループ全体のコミュニケーションの充実に努めていく方針ですが、必要な人員が確保できない場合や内部管理体制の充実に適切かつ十分な対応ができない場合、国家間の通信手段の途絶等によりグループ全体のコミュニケーション等が迅速に行えないような場合には、当社グループにおけるガバナンスが発揮できなくなるおそれがあり、業務遂行及び事業拡大に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、操業上の事故に関するリスク

当社グループが事業を行っている国及び地域では、地震、台風等の自然災害の影響を受ける可能性があります。同様に火災等の事故災害が発生した場合、当社グループの拠点の設備等に大きな被害を受け、その一部または全部の操業が中断し、生産及び出荷が遅延する可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、生産設備において生じうる一定の損失を補償するために、当社グループの財産に対する損害及び製造の中断をカバーするための保険に加入していますが、かかる保険は生じうる全ての損失や費用をカバーできない可能性があります。そのため自然災害、操業上の事故等により当社グループの制御できない事象により大きな損失を被った場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプションについて

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しており、当連結会計年度末現在における潜在株式数は1,545,000株で、発行済株式総数31,197,600株に対する割合は、5.0%となります。当社は、当該制度が役員や従業員等の業績向上に対する意欲を持たせることを目的とした有効な制度であると認識しており、今後もストック・オプションの発行を実施する可能性があります。従いまして、当該新株予約権が行使された場合及び新たに発行・行使された場合には当社の株式価値は希薄化することになります。

財務制限条項について

当社における長期借入金の一部（当連結会計年度末残高10,466百万円）には財務制限条項が付されており、全ての債務の履行が完了するまで遵守維持するものとなります。これに抵触した場合、借入先金融機関からの通知により当該借入金の期限の利益を喪失し、一括返済することになり、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 土地の賃貸借に関する契約

契約社名	W-ABLE CO.,LTD(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.)
契約書名	梧倉外国人投資地域入居契約書(賃貸)
契約先	韓国産業団地公団
契約締結日	平成17年11月7日
契約期間	平成17年11月7日から50年(10年単位再契約)
主な契約内容	<p>W-ABLE CO.,LTD(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.)は、忠清北道清原郡梧倉邑角里653-4にある用地面積76,000㎡を賃借する。</p> <p>賃借料は平成18年12月31日まで㎡当たり112ウォン/月とし、それ以降は産業資源部長官が告示する賃貸価格にする。</p> <p>外国人投資促進法第13条及び梧倉外国人投資地域管理基本計画による賃借料減免事項(注)に該当する場合は、W-ABLE CO.,LTD(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.)の申請により韓国産業団地公団は賃借料を減免できる。</p> <p>賃借料減免の決定以降、W-ABLE CO.,LTD(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.)が減免資格を喪失する場合または、減免条件を履行しない場合、韓国産業団地公団は減免を解約するか、既に減免した賃借料を徴収できる。</p>

(注) 賃借料減免事項は、契約日平成17年11月より3年以内に外国人投資資金が30,000,000ドルを超えた場合、土地の賃借料が減免されるというものであります。

入居契約申請の際に提出した工場設立事業契約書による外国人投資計画を履行しない場合または入居契約後に外国人投資家の持分が30%未満に変動する場合等には同契約は解除されることもあります。また、解除事由によって契約が解除される場合、これに対する損害賠償を請求することができず、復旧費用等に対して賠償責任があります。

上記の外国人投資契約に従って契約日以降の現在における累積投資額は30,000,000ドルを超過しており、外国人投資計画書上の条件は満たしている状態です。

(2) 土地(第2工場用地)の賃貸借に関する契約

契約社名	W-SCOPE KOREA CO., LTD.
契約書名	梧倉外国人投資地域入居契約書(賃貸)
契約先	韓国産業団地公団
契約締結日	2015年7月1日
契約期間	2015年7月1日から2055年11月6日(第1工場最大賃貸期間)まで (10年単位再契約)
主な契約内容	<p>W-SCOPE KOREA CO., LTD.は、忠清北道清原郡梧倉邑角里653-11にある用地面積35,172.90㎡を賃借する。</p> <p>年間賃貸料は㎡当り、該当年度の個別公示価(取得価額が個別公示価より高い場合には“取得価額”とし個別公示地価が確認されない場合は標準時公示地価とする。以下同条項を引用する場合には同一に適用。)の1%を基準とし、産業通商支援部から公告する外国人投資地域運営指針(以下“外投指針”)規定により産業通商支援部長官が企画財政部長官及び市・都知事と協議し別途決定した該当年度の賃貸金額がある場合にはこれに従う。</p> <p>“入居企業”が外国人投資地域の運営指針第15条による入居限度以上の外国人投資を完了した場合、外国人投資促進法、租税特例制限法、外国人投資地域管理基本計画及び地方自治団体別減免条例等の規定による賃貸料を減免できる。</p> <p>“韓国産業団地公団”が賃貸料減免決定以降に“入居企業”が虚偽に減免決定を受けた場合、又、減免決定後の減免基準に未達の場合、外投指針第17条第3項の賃貸料適用対象になった場合等は減免決定日または事由は発生日から遡及し減免された賃貸料を回収する。</p>

(注) 賃借料減免事項は、2020年6月30日以内に外国人投資資金が8,498,361ドルを超えた場合、土地の賃借料が減免されるというものであります。

入居契約申請の際に提出した工場設立事業契約書による外国人投資計画を履行しない場合または入居契約後に外国人投資家の持分が30%未満に変動する場合等には同契約は解除されることもあります。また、解除事由によって契約が解除される場合、これに対する損害賠償を請求することができず、復旧費用等に対して賠償責任があります。

(3) 土地(第3工場用地)の賃貸借に関する契約

契約社名	W-SCOPE KOREA CO., LTD.
契約書名	梧倉外国人投資地域入居契約書(賃貸)
契約先	韓国産業団地公団
契約締結日	2016年10月21日
契約期間	2016年10月21日から2055年11月6日(第1工場最大賃貸期間)まで (10年単位再契約)
主な契約内容	<p>W-SCOPE KOREA CO., LTD.は、忠清北道清原郡梧倉邑角里653-10にある用地面積32,205,50㎡を賃借する。</p> <p>年間賃貸料は㎡当り、該当年度の個別公示価(取得価額が個別公示価より高い場合には“取得価額”とし個別公示地価が確認されない場合は標準時公示地価とする。以下同条項を引用する場合には同一に適用。)の1%を基準とし、産業通商支援部から公告する外国人投資地域運営指針(以下“外投指針”)規定により産業通商支援部長官が企画財政部長官及び市・都知事と協議し別途決定した該当年度の賃貸金額がある場合にはこれに従う。</p> <p>“入居企業”が外国人投資地域の運営指針第15条による入居限度以上の外国人投資を完了した場合、外国人投資促進法、租税特例制限法、外国人投資地域管理基本計画及び地方自治団体別減免条例等の規定による賃貸料を減免できる。</p> <p>“韓国産業団地公団”が賃貸料減免決定以降に“入居企業”が虚偽に減免決定を受けた場合、又、減免決定後の減免基準に未達の場合、外投指針第17条第3項の賃貸料適用対象になった場合等は減免決定日または事由は発生日から遡及し減免された賃貸料を回収する。</p>

(注) 賃借料減免事項は、2021年10月20日以内に外国人投資資金が7,896,651ドルを超えた場合、土地の賃借料が減免されるというものであります。

入居契約申請の際に提出した工場設立事業契約書による外国人投資計画を履行しない場合または入居契約後に外国人投資家の持分が30%未満に変動する場合等には同契約は解除されることもあります。また、解除事由によって契約が解除される場合、これに対する損害賠償を請求することができず、復旧費用等に対して賠償責任があります。

(4) 土地の賃貸借に関する契約

契約社名	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.
契約書名	忠州外国人投資地域入居契約書(賃貸)
契約先	韓国産業団地公団
契約締結日	2016年12月15日
契約期間	2016年12月15日から50年(10年単位再契約)
主な契約内容	<p>W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.は、忠清北道忠州市大召院面にある用地面積203,887㎡を賃借する。</p> <p>年間賃貸料は㎡当り、該当年度の個別公示価(取得価額が個別公示価より高い場合には“取得価額”とし個別公示地価が確認されない場合は標準時公示地価とする。以下同条項を引用する場合には同一に適用。)の1%を基準とし、産業通商支援部から公告する外国人投資地域運営指針(以下“外投指針”)規定により産業通商支援部長官が企画財政部長官及び市・都知事と協議し別途決定した該当年度の賃貸金額がある場合にはこれに従う。</p> <p>“入居企業”が外国人投資地域の運営指針第15条による入居限度以上の外国人投資を完了した場合、外国人投資促進法、租税特例制限法、外国人投資地域管理基本計画及び地方自治団体別減免条例等の規定による賃貸料を減免できる。</p> <p>“韓国産業団地公団”が賃貸料減免決定以降に“入居企業”が虚偽に減免決定を受けた場合、又、減免決定後の減免基準に未達の場合、外投指針第17条第3項の賃貸料適用対象になった場合等は減免決定日または事由は発生日から遡及し減免された賃貸料を回収する。</p>

(注) 賃借料減免事項は、2021年12月14日以内に外国人投資資金が33,435,513ドルを超えた場合、土地の賃借料が減免されるというものであります。

入居契約申請の際に提出した工場設立事業契約書による外国人投資計画を履行しない場合または入居契約後に外国人投資家の持分が30%未満に変動する場合等には同契約は解除されることもあります。また、解除事由によって契約が解除される場合、これに対する損害賠償を請求することができず、復旧費用等に対して賠償責任があります。

6 【研究開発活動】

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、研究開発活動は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

当連結会計年度における研究開発活動は、市場の新たなニーズに応えることのできるリチウムイオン二次電池用セパレータの開発、安定的な高品質製品の供給に資する生産システムの開発を目的として、日々活動しております。

また今後も引き続き、高品質なリチウムイオン二次電池用セパレータの開発及び生産効率向上に向けて鋭意努力してまいります。

当社グループの研究開発活動は、連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD. に設置した研究所(構成メンバー18名)及び当社開発部(構成メンバー2名)により遂行しております。

当社グループでは、リチウムイオン二次電池用セパレータの耐熱性改善、高容量化及びリチウムイオン二次電池以外の電池用セパレータの開発を中心として、以下のような研究を行っております。

テーマ	テーマ
品質改善(ポリマー、プロセス等)	燃料電池用膜の基礎研究
コーティングセパレータ(セラミック、ポリマー)	水処理用膜
レドックスフロー電池用セパレータ	新規用途探索

これらの研究開発活動により、当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は262百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり、当社グループが採用している重要な会計処理基準は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているとおりであります。また、連結財務諸表の作成にあたっては、投資有価証券の評価、繰延税金資産の計上、退職給付債務及び年金資産の認識等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。これらの見積りは、過去の実績等を慎重に検討した上で行い、見積りに対しては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性によって異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当社グループの販売は民生用途が売上の65%程度を占めます。民生用途においては特に電動工具等のパワー系電池及びスマートフォン用途の販売が主要な市場となっております。一方で35%程度を占める車載用途では中国政府の助成金政策の変更に伴い一時的に電池メーカーの生産性が低下した時期がありましたが、概ね回復しております。また大手電池メーカー各社からの、欧米EV用途向けセパレータサンプル需要の急増への対応と、量産体制の確立への取り組みを継続しております。

連結売上高の47.0%を占める中国市場では新エネルギー車（EVおよびHEV）向けが大きな割合を占めますが、当期は助成金政策の対象となる電池スペックの変更に伴い、電池メーカーの生産が一時低下した期間もあったことを受け、対前期比5.1%の減少となりました。

韓国市場においては韓国大手バッテリーメーカーLGグループへの販売が中心となっておりますが、客先が一時的に特定市場での売り上げを減らしたことに伴い、対前期比1.1%の減少となりました。

日本での販売は東北村田製作所グループ各社への販売が引き続き増えており、対前期比372.0%増となり今後も安定的に供給量を増やす見通しとなっております。

当社グループでは輸送機器向け案件を中心とした顧客各社の旺盛な需要を背景に生産能力増強を継続しております。平成29年下期には大型成膜ラインである第8、9号ラインが量産稼働へ移行しました。更に平成30年上期には新生産子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.での累計第10、11号ラインの量産開始を予定しております。

これらの結果、売上高は9,517百万円と、前期比469百万円（対前期増減率5.2%）の増加となり、販売顧客・販売地域の多様化を更に進めました。

(売上総利益)

当社グループの当連結会計年度の売上総利益は、1,599百万円(前期比52.9%減)となりました。売上総利益率は16.8%と、前期比で20.7ポイント減少しております。主な要因は、労務費や減価償却費等の固定費増加の他、新規大型ライン8号、9号の生産立ち上げに係る原材料等の変動費増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当社グループの当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,324百万円となりました。販売費及び一般管理費のうち主要なものは役員報酬160百万円、給与手当229百万円、支払報酬73百万円、支払手数料239百万円であります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は274百万円(前期比88.4%減)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当社グループの当連結会計年度の営業外収益は、主に助成金収入67百万円により144百万円となり、営業外費用は、主に支払利息84百万円、為替差損412百万円により527百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の経常損失は108百万円(前期は経常利益2,479百万円)となりました。

(特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当社グループの当連結会計年度の特別利益は、新株予約権戻入益8百万円となり、特別損失の発生はありませんでした。この結果、税金等調整前当期純損失は99百万円(前期は税金等調整前当期純利益2,479百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は119百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,945百万円)となりました。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産につきましては46,674百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,279百万円増加しました。主な要因は以下のとおりであります。

(資産)

流動資産につきましては14,985百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,166百万円の増加となりました。これは主として、商品及び製品の増加377百万円、原材料及び貯蔵品の増加149百万円、受取手形及び売掛金の増加419百万円によるものであります。固定資産につきましては31,688百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,112百万円の増加となりました。これは主として、建物及び構築物の増加2,205百万円、機械装置及び運搬具の増加6,655百万円、建設仮勘定の増加6,104百万円によるものであります。

(負債)

負債につきましては23,725百万円となり、前連結会計年度末に比べ14,001百万円の増加となりました。流動負債につきましては9,094百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,357百万円の増加となりました。これは主として、短期借入金の増加5,754百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加749百万円によるものであります。固定負債につきましては14,631百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,644百万円の増加となりました。これは主として、長期借入金の増加7,432百万円によるものであります。

(純資産)

純資産につきましては22,948百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,277百万円の増加となりました。これは主として、為替換算調整勘定の増加2,409百万円によるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

各キャッシュ・フローの分析とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池用セパレータ事業におきましては、輸送機器用途市場の中長期的拡大が見込まれ、これに伴いリチウムイオン二次電池の主要部材であるセパレータにつきましても需要拡大が見込まれております。さらに民生用途では、電池の高エネルギー密度化に伴う高付加価値セパレータの販売が伸びる見込みであり、輸送用機器用途では、中国のみならず欧米の各自動車メーカーからのEV、PHEVの多数の新モデル発売が予定されております。このような市場環境からリチウムイオン二次電池用セパレータ市場は引き続き顕著な成長が期待されます。

当社グループでは上記のような市場の拡大に備え、設備投資を継続実施しており、平成30年期中で9本の量産成膜ラインが稼働し、更に上期にWCPにおいて第10、11号大型成膜ラインの完工および量産移行(第2四半期中)の見込みとなっております。更に、コーティングセパレータの需要増加に伴い、WSK第3工場にて累計6本のコーティングラインの稼働を予定しております。

これらを勘案し、民生用途では韓国及び日本の主要顧客との取引拡大に加え、新規顧客獲得により大幅な売上増加を見込んでおります。輸送用途においても中国市場に加え、欧米自動車業界への電池供給者となる顧客との取引開始を目論み、引き続き旺盛な拡大を予定しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の主なものは、生産能力増強を目的とした子会社生産ライン増設のための生産設備等の取得14,275百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
		建物及び構築物	工具、器具 及び備品	合計	
本 社 (東京都品川区)	事務所設備 及び什器等	4	2	7	10

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 当社の事業はリチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
4 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

賃借物件

事業所名 (所在地)	設備の内容	建物賃借 床面積(m ²)	年間賃借料(百万円)
本 社 (東京都品川区)	本社事務所	291	13

(2) 在外子会社

平成29年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	その他	合計	
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	本 社 (大韓民国忠 清北道清州 市)	事務所設備 及び 生産設備	5,083	15,991	190	21,266	466
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	本 社 (大韓民国忠 清北道忠州 市)	事務所設備	-	8	3	11	26

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には、建設仮勘定は含まれておりません。
3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4 当社の事業はリチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
5 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

賃借物件

事業所名 (所在地)	設備の内容	土地賃借 床面積(m ²)	年間賃借料(百万円)
W-SCOPE KOREA CO.,LTD. (大韓民国忠清北道清州市)	土地	76,000.00	(注)
W-SCOPE KOREA CO.,LTD. (大韓民国忠清北道清州市)	土地	35,172.90	(注)
W-SCOPE KOREA CO.,LTD. (大韓民国忠清北道清州市)	土地	32,205.50	(注)
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. (大韓民国忠清北道忠州市)	土地	203,887.00	(注)

(注) 土地の賃借借に関しては梧倉外国人投資地域入居契約の際の賃借料減免事項により入居後50年は免除されております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	本社 (大韓民 国忠清北 道清州 市)	第3号及び 第4号コー ティング生 産設備	1,549	1,697	自己資金 及び銀行 借入	平成28年 9月	平成30年 第1四半 期	加工生産 量 約 200%増
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	本社 (大韓民 国忠清北 道清州 市)	第5号及び 第6号コー ティング生 産設備	704	598	自己資金 及び銀行 借入	平成29年 2月	平成30年 第1四半 期	加工生産 量 約 200%増
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.	本社 (大韓民 国忠清北 道忠州 市)	第10号及び 第11号生 産ライン	9,146	6,698	自 己 資 金、増資 資金及び 銀行借入	平成28年 10月	平成30年 上期	生産量約 60%増
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.	本社 (大韓民 国忠清北 道忠州 市)	第12号及び 第13号生 産ライン	8,346	1,155	自 己 資 金、増資 資金及び 銀行借入	平成29年 9月	平成31年 下期	生産量約 60%増

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 当社の事業はリチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであるため、セグメント別

の記載はしておりません。

3 「完成後の増加能力」については当連結会計年度末比にて記載しております。

4 なお、前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	本社 (大韓民 国忠清北 道清州 市)	第8号及 び第9号 生産ライ ン	7,363	平成29年 12月	生産量約 60%増

5 「完成後の増加能力」については前連結会計年度末比にて記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,197,600	31,197,600	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準の株式であります。 1単元の株式数は100株と なっております。
計	31,197,600	31,197,600		

(注) 提出日現在発行数には、平成30年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年3月27日定時株主総会決議及び平成21年11月24日臨時株主総会並びに平成22年2月26日取締役会決議

第1回新株予約権(a)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	328(注)1	328(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	328,000(注)1、4	328,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月27日から 平成32年2月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)7	同左

第1回新株予約権(b)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1、4	2,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成22年3月6日から 平成32年2月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)7	同左

第1回新株予約権(c)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	295(注)1	295(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000(注)1、4	295,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成22年3月6日から 平成32年2月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)7	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、次の()()の場合は、後記の算式により払込額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

()時価(ただし、株式上場前においては、後記の調整式に使用する調整前払込額をいうものとする。以下同様とする。)を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合(ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

()時価を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、または時価を下回る価額をもって会社の株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times \frac{(\text{既発行株式数}) + (\text{新規株式発行数}) \times \frac{(\text{1株当たり払込額})}{(\text{新株式発行前の時価})}}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新規株式発行数})}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、新株予約権の払込額の1株当たりの額の合計額に0.5を掛けたものを資本に組み入れ、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合、端数は繰り上げた額とする。資本に組み入れた金額以外は資本に組み入れない。

4 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じている。なお、平成23年8月12日開催の取締役会の決議により、平成23年8月30日を基準日として平成23年8月31日付で当社普通株式1株につき500株の株式分割を、さらに平成28年6月30日を基準日として平成28年7月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5 新株予約権行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りでない。 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む。)または従業員たる地位。 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。
 - (2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
- 6 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は次のとおりであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- 7 当社の合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に伴い、当社の新株予約権の代替として株式会社により交付される新株予約権の内容
- 会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「株式会社」という。)により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約(会社法第749条第1項第四号イ及び第753条第1項第十号イ)、吸収分割契約(会社法第758条第五号イ)、新設分割計画(会社法第763条第十号イ)、株式交換契約(会社法第768条第1項第四号イ)または株式移転計画(会社法第773条第1項第九号イ)において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。
-) 新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 -) 新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 -) 各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 -) 新株予約権の行使期間
本新株予約権の当初設定された行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、本新株予約権の当初設定された行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 -) その他の新株予約権の行使条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 -) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

第2回新株予約権

平成23年3月28日定時株主総会決議及び平成23年4月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	620(注)1	620(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000(注)1、4	620,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月7日から 平成33年5月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)3、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)7	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、次の()()の場合は、後記の算式により払込額は調整され、調整による1円未満の端数は切り上げる。

()時価(ただし、株式上場前においては、後記の調整式に使用する調整前払込額をいうものとする。以下同様とする。)を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合(ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

()時価を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る価額をもって会社の株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

$$\text{調整後払込額} = \text{調整前払込額} \times \frac{(\text{既発行株式数}) + (\text{新規株式発行数}) \times \frac{(1 \text{株当たり払込額})}{(\text{新株式発行前の時価})}}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新規株式発行数})}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項については、新株予約権の払込額の1株当たりの額の合計額に0.5を掛けたるものを資本に組み入れ、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合、端数は繰り上げた額とする。資本に組み入れた金額以外は資本に組み入れない。

4 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じている。なお、平成23年8月12日開催の取締役会の決議により、平成23年8月30日を基準日として平成23年8月31日付で当社普通株式1株につき500株の株式分割を、さらに平成28年6月30日を基準日として平成28年7月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予

約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

- 5 新株予約権行使の条件は、次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者が、当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む。)または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
- 6 当社が新株予約権を取得することができる事由及び条件は次のとおりであります。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- 7 当社の合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に伴い、当社の新株予約権の代替として株式会社により交付される新株予約権の内容
会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下「株式会社」という。)により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約(会社法第749条第1項第四号イ及び第753条第1項第十号イ)、吸収分割契約(会社法第758条第五号イ)、新設分割計画(会社法第763条第十号イ)、株式交換契約(会社法第768条第1項第四号イ)または株式移転計画(会社法第773条第1項第九号イ)において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。
 -) 新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 -) 新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 -) 各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 -) 新株予約権の行使期間
本新株予約権の当初設定された行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、本新株予約権の当初設定された行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 -) その他の新株予約権の行使条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 -) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

第3回新株予約権

平成24年3月27日定時株主総会決議及び平成24年12月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,500(注) 1	1,500(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000(注) 1、5	300,000(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240円(注) 2、3、5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年1月8日から 平成35年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240 資本組入額 120 (注) 5、6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 8	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる平成25年1月7日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の又はを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{時価}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じている。なお、平成28年6月30日を基準日として平成28年7月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、200株であります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

9. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

第4回新株予約権

平成28年3月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,775(注) 1	1,775(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	355,000(注) 1、4	355,000(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850円(注) 2、3、4、5	同左
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 874 資本組入額 437 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(平成28年3月31日)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,700円とする。当該行使価額は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの東京証券取引所における当社終値の平均値(1,683.97円)をとり、その金額を参考に決定した。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成28年12月期及び平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、売上高と営業利益が次の各号に掲げる条件を満たし

ている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高と営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

(a) 平成28年12月期の売上高が91百万米ドル以上且つ営業利益が2,100百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(b) 平成29年12月期の売上高が114百万米ドル以上且つ営業利益が2,340百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会前日終値に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じている。なお、平成28年6月30日を基準日として平成28年7月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、新株予約権の1個につき目的となる株式数は、200株であります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、

又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注1)	35,000	14,206,600	12	4,131	12	4,077
平成28年6月14日 (注2)	1,220,000	15,426,600	3,386	7,517	3,386	7,463
平成28年6月28日 (注3)	40,200	15,466,800	111	7,629	111	7,575
平成28年7月1日 (注4)	15,473,300	30,940,100		7,629		7,575
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注1)	16,500	30,956,600	3	7,633	3	7,579
平成29年1月1日～ 平成29年12月31日 (注1)	241,000	31,197,600	42	7,676	42	7,622

(注) 1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるものであります。

2 有償一般募集

発行価格 5,790円 資本組入額 2,775.6円

3 第三者割当増資

割当先 みずほ証券株式会社

発行価格 5,790円 資本組入額 2,775.6円

4 株式分割(1:2)に基づく増加

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	23	29	112	187	30	9,954	10,335	
所有株式数 (単元)	0	55,879	5,943	5,644	138,102	51,810	54,543	311,921	5,500
所有株式数 の割合(%)	0.00	17.91	1.91	1.81	44.27	16.61	17.49	100.00	

(注) 1. 自己株式223株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に23株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
崔 元根 (Choi Won-kun) (常任代理人 みずほ証券株式会社)	CHUNGBUK, KOREA (東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手 町ファーストスクエア)	4,267,000	13.67
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (株式会社三菱東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (千代田区丸の内2丁目7-1)	2,047,600	6.56
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8-11	1,898,100	6.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (香港上海銀行東京支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (中央区日本橋3丁目11-1)	1,233,500	3.95
BBH (LUX) FOR NN (L) GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY (株式会社三菱東京UFJ銀行)	3, RUE JEAN PIRET, L-2350 LUXEMBOURG (千代田区丸の内2丁目7-1)	1,223,900	3.92
TAIYO HANEI FUND, L.P. (株式会社三菱東京UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA (千代田区丸の内2丁目7-1)	1,144,400	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	1,127,600	3.61
BNYM SA/NV FOR NN PARAPLUFONDS 1 N.V. (株式会社三菱東京UFJ銀行)	SCHENKKADE 65, 2595 AS, the HAGUE NETHERLANDS (千代田区丸の内2丁目7-1)	889,400	2.85
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティA棟)	724,500	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	中央区晴海1丁目8-11	553,600	1.77
計		15,109,600	48.43

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2 平成29年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドが平成29年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済み株式総数に対す る所有割合(%)
ウエリントン・マネー ジメント・カンパ ニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、 02210 マサチューセッ ツ州ボストン、コングレ ス・ストリート280	710,500	2.28
ウエリントン・マネー ジメント・ジャパン・ ピーティーイー・リミ テッド	東京都千代田区丸の内一 丁目1番1号パレスビル7 階	481,030	1.54
計		1,191,530	3.82

3 平成29年10月23日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が平成29年10月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済み株式総数に対す る所有割合(%)
マヒューズ・インター ナショナル・ファンズ	アメリカ合衆国カリフォル ニア州サンフランシス コ、エンバーカデロ・ センター4、スイート 550	2,047,600	6.57

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,191,900	311,919	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 5,500		
発行済株式総数	31,197,600		
総株主の議決権		311,919	

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ダブル・スコープ 株式会社	東京都品川区大崎 五丁目1番11号	200		200	0.00
計		200		200	0.00

当該株式数のうち単元未満の23株は、上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成21年3月27日定時株主総会決議及び平成21年11月24日臨時株主総会並びに平成22年2月26日取締役会決議)

決議年月日	平成22年2月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 2名 関係会社監査役 1名 関係会社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者は退職等の理由により、関係会社従業員が2名減少し、提出日現在31名となっております。

第2回新株予約権(平成23年3月28日定時株主総会決議及び平成23年4月22日取締役会決議)

決議年月日	平成23年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 監査役 2名 関係会社役員 4名 関係会社監査役 1名 関係会社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権(平成24年3月27日定時株主総会決議及び平成24年12月13日取締役会決議)

決議年月日	平成24年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 2名 関係会社取締役 1名 関係会社従業員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。なお、募集新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたしました。

第4回募集新株予約権(平成28年3月16日取締役会決議)

決議年月日	平成28年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 4名 関係会社取締役 1名 関係会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者は退職等の理由により、当社従業員が1名減少し、提出日現在12名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った所得自己株式				
その他				
保有自己株式数	223		223	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、上記基本方針に従い、1株につき2.5円としております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成30年3月23日定時株主総会決議	77	2.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	697	985	4,500	7,350 3,675	2,495
最低(円)	320	515	670	2,594 1,297	1,331

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ及び市場第一部における株価を記載しております。
 2 当社株式は、平成23年12月16日から東京証券取引所マザーズ、平成27年11月27日から東京証券取引所市場第一部に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
 3 印は、株式分割(平成28年7月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,475	2,425	2,495	2,303	2,290	2,405
最低(円)	1,890	1,738	2,085	2,096	1,957	2,077

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 - 名 (役員 の うち 女性 の 比 率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注7
代表取締役 社長		崔 元根	昭和38年 5月30日	平成2年6月 平成12年5月 平成17年10月 平成23年1月 平成28年10月 韓国三星電子株式会社入社 韓国ワイド社取締役副社長就任 当社代表取締役社長就任(現任) W-ABLE CO.,LTD(現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.) 代表理事就任(現任) W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長就任(現任) W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.代表理事就任(現任)	注5	4,306,144
取締役		大内 秀雄	昭和36年 7月10日	昭和60年4月 平成14年6月 平成17年4月 平成18年3月 平成20年3月 平成29年3月 住商機電貿易株式会社入社 株式会社スミトロニクス転籍 PMCテクニカ株式会社入社 当社入社、営業本部長 当社取締役就任(現任) 戦略企画本部長就任(現任)	注5	1,651
取締役		趙 南星	昭和27年 4月2日	昭和50年1月 昭和52年9月 平成8年1月 平成10年3月 平成13年3月 平成16年12月 平成20年3月 平成23年3月 平成28年10月 韓国第一毛織株式会社入社 韓国三星電子株式会社入社 韓国三星電子株式会社理事就任 韓国第一企劃株式会社監事就任 韓国UG COM株式会社社長就任 韓国石榮商社副社長就任 W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 監事就任 当社取締役就任(現任) W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 理事就任(現任) W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 理事就任(現任)	注5	6,861
取締役		升野 勝之	昭和27年 7月24日	昭和55年4月 平成18年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成25年6月 平成27年6月 平成28年3月 平成28年7月 平成29年3月 平成28年7月 徳山曹達(株)(現(株)トクヤマ)入社 株式会社トクヤマ理事就任 株式会社トクヤマ取締役就任 株式会社トクヤマ常務執行役員就任 株式会社トクヤマ取締役常務執行役員就任 株式会社トクヤマ顧問就任 当社取締役就任(現任) 日本材料技研株式会社顧問就任 日本材料技研株式会社第2事業部長就任(現任) 日本精鋳株式会社社外取締役就任(現任)	注5	345
取締役		太田 清久	昭和35年 8月4日	昭和58年4月 平成8年5月 平成15年6月 平成28年3月 平成28年9月 株式会社野村総合研究所入社 メリルリンチ日本証券株式会社入社 起業投資株式会社 執行役員専務(現任) 当社取締役就任(現任) 株式会社オ・バー・ザ・エアー 代表取締役就任(現任)	注5	540
監査役 (常勤 監査役)		滝 昭	昭和23年 9月23日	昭和42年4月 平成4年11月 平成17年6月 平成23年3月 ソニー株式会社入社 ソニー・エルエスアイ・デザイン株式会社(出向) 株式会社ソニー・コンピューターエンターテインメント常勤監査役就任 当社監査役就任(現任)	注6	3,568
監査役		岩本 永三郎	昭和20年 11月4日	昭和46年6月 昭和50年10月 昭和60年7月 平成18年3月 平成18年6月 平成22年9月 平成22年10月 平成28年7月 平成29年7月 栄光ビジネスマシン株式会社入社 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社入社 ソニー株式会社入社 株式会社バイテック入社 株式会社バイテック代表取締役社長就任 株式会社iPネットワークス取締役就任 当社監査役就任(現任) ソフトサーボシステムズ株式会社顧問 株式会社UKCホールディングス社外取締役就任(現任)	注6	3,568

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)注7
監査役		李 俊範	昭和47年 3月21日	平成7年1月 平成10年6月 平成14年4月 平成16年9月 平成17年5月 平成17年9月 平成19年11月 平成24年5月 平成26年11月 平成26年12月	センチュリー監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 株式会社パートナーズ・コンサルティング入社 李俊範公認会計士事務所開設 株式会社J・Kコンサルティング 代表取締役就任(現任) 株式会社ティーズフューチャー取締役就任 税理士登録 当社監査役就任(現任) 株式会社ティーズフューチャー監査役就任 MCM Fashion Group Japan(株) 代表取締役就任(現任) SUNGJOO D&D JAPAN株式会社代表取締役就任	注6	4,019
計							4,326,696

- (注) 1 取締役 升野勝之は、社外取締役であります。
 2 取締役 太田清久は、社外取締役であります。
 3 監査役 岩本永三郎は、社外監査役であります。
 4 監査役 李俊範は、社外監査役であります。
 5 取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 監査役の任期は、平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7 所有株式数は平成30年2月28日現在のものであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、株主を始めとするステークホルダーにとっての企業価値を極大化し、かつ、継続的に高めていく上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。当社の資本は、独立した複数株主の出資により構成されております。そのため、コーポレート・ガバナンスに対する意識は以前から強く、経営の透明性、企業倫理の向上を図るべく、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また当社は、今後もコーポレート・ガバナンス経営の重要性を深く認識し、その時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス経営体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

ａ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当連結会計年度末現在、取締役は5名、監査役は3名の構成であります。監査役のうち2名が社外監査役であります。監査の専従スタッフは置いておりませんが、必要に応じて本社経営企画部門等の関係部署が対応しております。

取締役の任期に関しては、当社は任期を1年としており、毎年の定時株主総会において取締役としての信任を株主の皆様に諮る体制をとっております。

1) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

特に迅速な決定等が必要な場合においては、テレビ会議システムなどを利用した臨時の取締役会を開催し、機動的な審議と意思決定が行われるよう努めております。

2) 監査役会

当社は監査役会を設置しております。当社の監査役会は監査役3名で構成されておりますが、うち2名が社外監査役となっており、より公正な監査が実施できる体制をとっております。監査役は、原則として月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換しております。また、取締役会への出席、その他重要な会議への出席を行い必要に応じて意見を述べるほか、取締役との面談、会社財産及び重要書類の閲覧による業務の調査を通じて、取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。

また、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれの監査の計画、進捗及び結果について定期的に相互に情報及び意見の交換を行う等の連携を図っております。

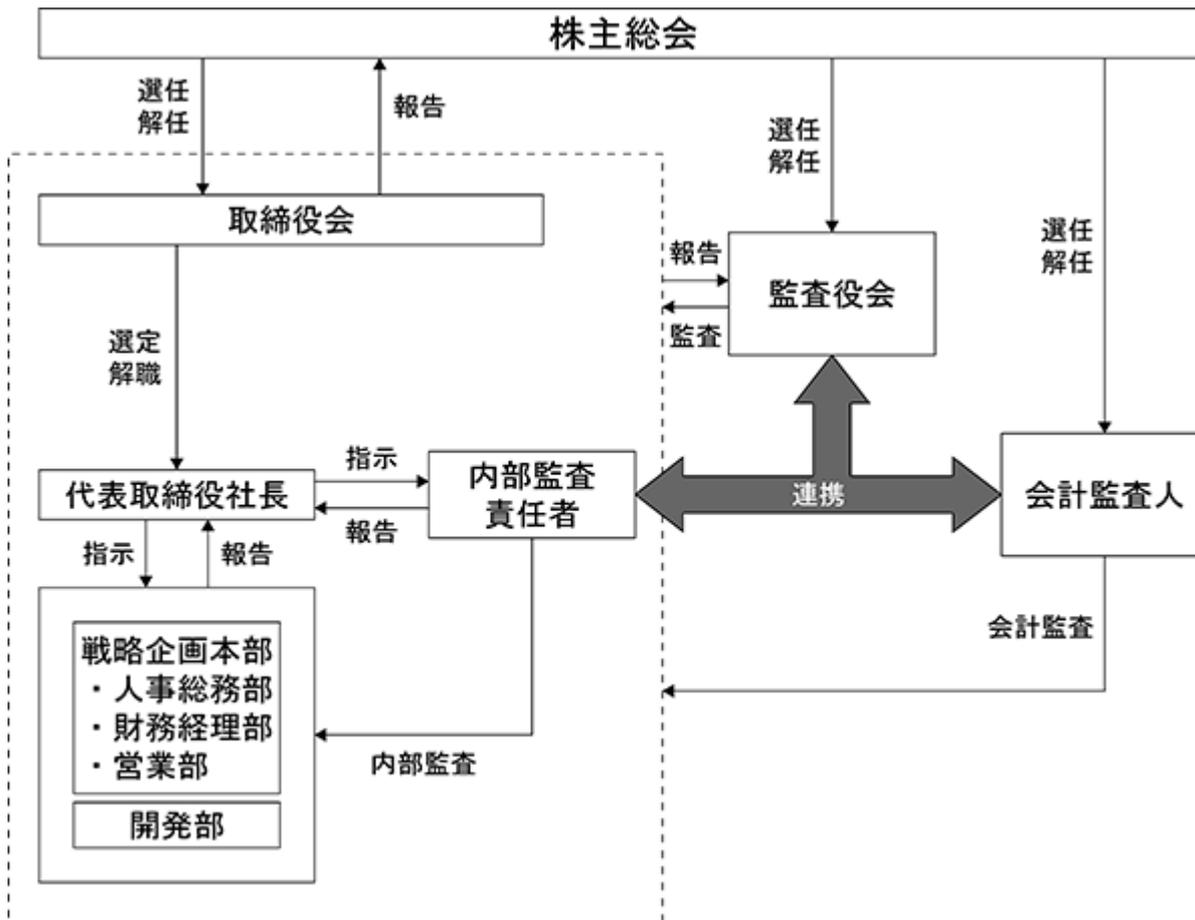
3) 内部監査制度

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を発足させております。当社は会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査人は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、経営企画本部管理職が兼務する内部監査責任者及び内部監査担当者が経営企画本部以外の部門の監査を担当し、営業本部管理職が兼務する別の内部監査責任者及び内部監査担当者が経営企画本部の監査を担当して各部署及び子会社に対し年間計画に基づいて監査等を実施し、必要な場合に改善を促し、フォローアップを行うことにより社内における不正行為の未然防止に努めております。

4) 会計監査人

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任し、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受けております。

b. 会社の機関・内部統制の関係



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、透明性の高い経営や、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を図るため、監査役会設置会社の形態を採用しております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容のとおり取締役会において決議しております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、当社の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。

役職員は他の役職員の法令違反行為を知った時は、速やかに経営企画本部に報告しなければならない。

役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。

経営企画部門において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。

内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。

取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。

6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、経営企画部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役又は使用人は監査役に対して法定の事項に加えて、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生又は発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。

また、会計監査人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

二．リスク管理体制の整備の状況

内部統制については、統制組織及び統制手段が相互に結びつき内部牽制が作用する仕組づくりを推進しております。内部統制の推進にあたり、会社財産の適正な保全・管理、会計記録の正確な作成・保管、信頼性のある財務報告を含む事業報告、経営者の定めた方針・規定・内規遵守及び関連法規の遵守といったこれらの内容が適切に遂行されているか、開発活動、生産活動、営業活動を通して内部統制の整備に努めております。

特に連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.では、ISO14001及びISO/TS16949認証を受け、引き続き生産活動での法令諸規則等の遵守の徹底を図り、社内規程・内規等の整備を図っております。

また、特許権につきましては外部特許事務所と連携し、新製品開発・改良に対する業務実施に際しての適正な管理等を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、会計監査人と期の初めに年間計画について打合わせを行い、その監査の状況について随時報告を受け、期末には監査結果の概要につき報告を受けております。また内部監査責任者が実施する各部門内部監査の報告が監査役に対しても行われ、改善点等に関する助言を受けております。そのほか、監査役は会計監査人とも定

期的及び必要に応じて会合を開催し、情報を共有化しております。また、財務情報の作成を担当しております管理部門とは定期的に関係会社を含む財務内容について情報交換をしております。コンプライアンスに係る情報については定期的に担当取締役より報告を受けております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を2名選任し、社外監査役2名とともに、独立した立場から取締役会の牽制及び監視を行っております。社外監査役を含む監査役会は内部監査担当者及び会計監査人との意見交換等により相互の連携を図りながら、適正かつ効率的な監査実施のための環境整備を行っております。

社外取締役の升野勝之氏は化学業界での豊富な知識と経験をもとに、また、太田清久氏は電機及び通信業界の産業動向に対する豊富な知識と経験をもとに、当社の経営を監督するとともに経営全般に助言を行うことで、コーポレート・ガバナンス強化を図っています。また、社外監査役である岩本永三郎氏は技術者として、また経営者としての見地から、李俊範氏は公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において助言、提言を行っております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

社外取締役である升野勝之氏及び太田清久氏は、当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役である升野勝之氏及び太田清久氏は役員持ち株会を通じて当社株式をそれぞれ236株所有しており、社外監査役である岩本永三郎氏及び李俊範氏は役員持株会を通じて当社株式をそれぞれ3,399株、3,739株所有しています。また、当社のストック・オプションを岩本永三郎氏は4,000株、李俊範氏は2,000株保有しておりますが、他の人的関係、資本的关系及び取引関係はありません。

役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役会で決定し、監査役については、監査役会で決めております。平成29年12月期における年間報酬実績は、次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	36	36			3
監査役 (社外監査役を除く)	5	5			1
社外役員	12	12			4

(注) 取締役1名は当社から報酬を支給しておりません。

ロ. 提出会社の役員区分ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

a. 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、基本報酬とストック・オプションにより構成しており、その総額を株主総会において定めております。

基本報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役決議により決定しております。

b. 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、基本報酬により構成しており、その総額を株主総会において定めております。

基本報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人に選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名		継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	中村 嘉彦	注
指定有限責任社員 業務執行社員	浅野 俊治	注

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名
 その他2名

取締役の定数

当社の取締役の定数は9名以内とする旨を、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ．中間配当の定め

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)ができる旨定款に定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、当社は社外監査役の全員との間で責任限定契約を締結しておりません。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査証明業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査証明業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	17	1	18	
連結子会社				
計	17	1	18	

(注) 前連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬3百万円を会計監査人である有限責任あずさ監査法人に支払っております。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査証明業務に基づく報酬15百万円及び非監査証明業務に基づく報酬1百万円を支払っております。

当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査証明業務に基づく報酬14百万円及び非監査証明業務に基づく報酬5百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、公募増資引受事務幹事会社への書簡作成について報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会計監査人より提示された監査に要する業務時間等を基準として報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)及び事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,508	10,529
受取手形及び売掛金（純額）	2,030	1 2,450
商品及び製品	659	1,036
原材料及び貯蔵品	247	397
その他	371	571
流動資産合計	13,818	14,985
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,341	5,766
減価償却累計額	458	677
建物及び構築物（純額）	2,883	5,088
機械装置及び運搬具	2 13,817	2 22,466
減価償却累計額	4,472	6,466
機械装置及び運搬具（純額）	9,345	16,000
建設仮勘定	3,953	10,057
その他	2 245	2 393
減価償却累計額	141	196
その他（純額）	104	196
有形固定資産合計	16,286	31,343
無形固定資産		
その他	52	72
無形固定資産合計	52	72
投資その他の資産		
繰延税金資産	211	237
その他	26	36
投資その他の資産合計	237	273
固定資産合計	16,576	31,688
資産合計	30,394	46,674

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68	127
短期借入金	3 100	3 5,854
1年内返済予定の長期借入金	3, 4 1,317	3, 4 2,067
未払金	612	808
未払法人税等	397	18
繰延税金負債	135	115
その他	104	103
流動負債合計	2,737	9,094
固定負債		
長期借入金	3, 4 6,628	3, 4 14,060
退職給付に係る負債	184	182
繰延税金負債	0	0
その他	174	387
固定負債合計	6,986	14,631
負債合計	9,724	23,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,633	7,676
資本剰余金	7,579	7,622
利益剰余金	4,132	3,934
自己株式	0	0
株主資本合計	19,344	19,232
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,263	3,673
その他の包括利益累計額合計	1,263	3,673
新株予約権	61	42
純資産合計	20,670	22,948
負債純資産合計	30,394	46,674

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
売上高	9,048	9,517
売上原価	2、 3 5,651	2、 3 7,918
売上総利益	3,396	1,599
販売費及び一般管理費	1、 3 1,025	1、 3 1,324
営業利益	2,370	274
営業外収益		
受取利息	2	13
為替差益	124	-
資産受贈益	31	58
助成金収入	104	67
その他	3	6
営業外収益合計	267	144
営業外費用		
支払利息	41	84
為替差損	-	412
株式交付費	38	-
支払手数料	76	25
その他	1	5
営業外費用合計	157	527
経常利益又は経常損失()	2,479	108
特別利益		
新株予約権戻入益	-	8
特別利益合計	-	8
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,479	99
法人税、住民税及び事業税	463	82
法人税等調整額	71	62
法人税等合計	534	20
当期純利益又は当期純損失()	1,945	119
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,945	119

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,945	119
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	557	2,409
その他の包括利益合計	1 557	1 2,409
包括利益	1,387	2,289
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,387	2,289
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,131	4,077	2,328	0	10,538	1,821	1,821	45	12,405
当期変動額									
新株の発行	3,501	3,501			7,003				7,003
剰余金の配当			142		142				142
親会社株主に帰属する当期純利益			1,945		1,945				1,945
自己株式の取得				0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						557	557	16	540
当期変動額合計	3,501	3,501	1,803	0	8,806	557	557	16	8,265
当期末残高	7,633	7,579	4,132	0	19,344	1,263	1,263	61	20,670

当連結会計年度(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,633	7,579	4,132	0	19,344	1,263	1,263	61	20,670
当期変動額									
新株の発行	42	42			85				85
剰余金の配当			77		77				77
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			119		119				119
自己株式の取得				-	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,409	2,409	19	2,389
当期変動額合計	42	42	197	-	112	2,409	2,409	19	2,277
当期末残高	7,676	7,622	3,934	0	19,232	3,673	3,673	42	22,948

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,479	99
減価償却費	1,134	1,719
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	3
受取利息及び受取配当金	2	13
支払利息	41	84
為替差損益(は益)	84	138
株式交付費	38	-
新株予約権戻入益	-	8
売上債権の増減額(は増加)	493	346
たな卸資産の増減額(は増加)	220	365
仕入債務の増減額(は減少)	14	48
未払金の増減額(は減少)	48	47
その他	95	5
小計	3,051	1,216
利息及び配当金の受取額	2	13
利息の支払額	30	59
法人税等の支払額	294	472
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,729	697
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,412	14,275
その他	47	38
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,460	14,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	5,387
長期借入れによる収入	5,000	9,500
長期借入金の返済による支出	454	1,317
株式の発行による収入	6,956	-
ストックオプションの行使による収入	7	73
新株予約権の発行による収入	16	-
配当金の支払額	142	77
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,384	13,566
現金及び現金同等物に係る換算差額	94	70
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,559	20
現金及び現金同等物の期首残高	3,948	10,508
現金及び現金同等物の期末残高	1 10,508	1 10,529

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

W-SCOPE KOREA CO.,LTD.

W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.

W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED

W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,LIMITED

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社は平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～30年

機械装置及び運搬具 5年～10年

無形固定資産

当社は、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社は、以下の耐用年数に基づく定額法を採用しております。

特許権 10年

商標権 5年

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の在外連結子会社は退職給付制度を採用しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度において費用処理しております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
流動資産	百万円	3百万円
計	百万円	3百万円

2 圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
機械装置及び運搬具	93百万円	99百万円
その他	3百万円	5百万円
計	97百万円	104百万円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	15,550百万円	15,500百万円
借入実行残高	1,100百万円	10,900百万円
差引額	14,450百万円	4,600百万円

4 当社の長期借入金のうち、10,466百万円（1年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されています。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	平成32年1月31日	500百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成26年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	平成34年9月25日	1,979百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成27年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	平成34年9月30日	1,187百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成27年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(4)	平成37年6月30日	6,800百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成28年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
役員報酬	163百万円	160百万円
給料手当	171百万円	229百万円
退職給付費用	4百万円	24百万円
支払手数料	163百万円	239百万円
支払報酬	71百万円	73百万円
見本費	40百万円	43百万円

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上原価	37百万円	23百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期製造費用	131百万円	215百万円
一般管理費	46百万円	46百万円
計	178百万円	262百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	557百万円	2,409百万円
その他の包括利益合計	557百万円	2,409百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,206,600	16,750,000		30,956,600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	16,500株
公募増資による増加	1,220,000株
第三者割当増資による増加	40,200株
株式分割による増加	15,473,300株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43	180		223

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り	90株
株式分割による増加	90株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					45
提出会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					16
合計							61

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月23日 定時株主総会	普通株式	142	10	平成27年12月31日	平成28年3月24日

(注) 1株当たり配当額10円には、創立10周年記念配当5円を含んでおります。

なお、効力発生日が、平成28年3月24日の配当金支払額に関する1株当たり配当額については、基準日が平成27年12月31日であるため、平成28年7月1日付の株式分割(1:2)は加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77	2.50	平成28年12月31日	平成29年3月23日

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,956,600	241,000		31,197,600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 241,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	223			223

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	平成25年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				33
提出会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				8
合計						42

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月22日 定時株主総会	普通株式	77	2.50	平成28年12月31日	平成29年3月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77	2.50	平成29年12月31日	平成30年3月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	10,508百万円	10,529百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	百万円	百万円
現金及び現金同等物	10,508百万円	10,529百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブは実需の範囲で行うことを検討しておりますが、現在該当する取引はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を把握するとともに、債権の現況を正確に把握し、信用リスクの低減を図っております。また、売掛金は主として外貨建の債権であり為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね2か月以内の支払期日であります。買掛金は主として外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

未払金は概ね2か月以内に支払い予定のものであります。主として在外連結子会社の設備投資に係る外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

借入金主として在外連結子会社の運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金は主として変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。さらに、一部借入金は外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建売上取引について、外貨建売上計上時と外貨決済(外貨入金)時の為替レートの変動による為替差損益を計上しております。外貨資金需要があるので、原則として、外貨を外貨のまま保有し外貨支払いにあてております。また、一部外貨建借入金に対して、外貨預金との両建てにより為替リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、子会社からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,508	10,508	
(2) 受取手形及び売掛金 (純額)	2,030	2,030	
資産計	12,539	12,539	
(1) 支払手形及び買掛金	68	68	
(2) 短期借入金	100	100	
(3) 未払金	612	612	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	7,945	7,948	2
負債計	8,726	8,729	2

当連結会計年度(平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,529	10,529	
(2) 受取手形及び売掛金 (純額)	2,450	2,450	
資産計	12,979	12,979	
(1) 支払手形及び買掛金	127	127	
(2) 短期借入金	5,854	5,854	
(3) 未払金	808	808	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	16,128	16,129	1
負債計	22,918	22,919	1

(注) 1 金融商品の時価の算定方法等

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金(純額)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年12月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,317	1,388	1,460	1,360	1,231	1,187

当連結会計年度(平成29年12月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,067	2,817	2,717	2,588	2,187	3,751

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の在外連結子会社において退職金制度を採用しております。退職金相当額の一定割合について外部拠出金より支出し、残額については従業員退職時に一時金として支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	345	496
勤務費用	123	171
利息費用	7	13
数理計算上の差異の発生額	58	30
退職給付の支払額	23	38
その他	16	53
退職給付債務の期末残高	496	665

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	241	311
期待運用収益	5	7
数理計算上の差異の発生額	2	4
事業主からの拠出額	99	164
退職給付の支払額	18	33
その他	12	37
年金資産の期末残高	311	483

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	496	665
年金資産	311	483
	184	182
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184	182
退職給付に係る負債	184	182
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184	182

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	123	171
利息費用	7	13
期待運用収益	5	7
数理計算上の差異の費用処理額	61	26
その他		
確定給付制度に係る退職給付費用	187	151

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
現金及び預金	100%	100%
合計	100%	100%

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
割引率	2.7%	3.0%
予想昇給率	6.0%	6.0%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第1回新株予約権 (a)	第1回新株予約権 (b)	第1回新株予約権 (c)
決議年月日	平成22年2月26日	平成22年2月26日	平成22年2月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 2名	当社監査役 2名	子会社監査役 1名 子会社従業員 25名
株式の種類及び付与数	普通株式 600,000株	普通株式 20,000株	普通株式 380,000株
付与日	平成22年3月5日	平成22年3月5日	平成22年3月5日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場していることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の継続保有を特に認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場していることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の継続保有を特に認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場していることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の継続保有を特に認めた場合は、この限りではない。</p>
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	平成24年2月27日～ 平成32年2月26日	平成22年3月6日～ 平成32年2月29日	平成22年3月6日～ 平成32年2月29日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年4月22日	平成24年12月13日	平成28年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 子会社取締役 4名 子会社監査役 1名 子会社従業員 2名	当社取締役 4名 当社従業員 2名 子会社取締役 1名 子会社従業員 17名	当社取締役 4名 当社従業員 4名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株	普通株式 710,000株
付与日	平成23年5月6日	平成25年1月7日	平成28年3月31日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場していることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の継続保有を特に認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場していることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、従業員のいずれかであることを要する。ただし、発行会社の取締役会において、新株予約権の継続保有を特に認めた場合は、この限りではない。	注2
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	平成25年5月7日～平成33年5月6日	平成27年1月8日～平成35年1月7日	平成29年4月1日～平成33年3月31日

(注1) 平成23年8月31日付で普通株式1株を500株に、平成28年7月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、平成28年12月期及び平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、売上高と営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高と営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年12月期の売上高が91百万米ドル以上且つ営業利益が2,100百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(b) 平成29年12月期の売上高が114百万米ドル以上且つ営業利益が2,340百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会前日終値に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、上記の条件を満たしている場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	第1回新株予約権 (a)	第1回新株予約権 (b)	第1回新株予約権 (c)
決議年月日	平成22年2月26日	平成22年2月26日	平成22年2月26日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	364,000	2,000	345,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	36,000		50,000
失効(株)			
未行使残(株)	328,000	2,000	295,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年4月22日	平成24年12月13日	平成28年3月16日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)			710,000
付与(株)			
失効(株)			355,000
権利確定(株)			
未確定残(株)			355,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	675,000	400,000	
権利確定(株)			
権利行使(株)	55,000	100,000	
失効(株)			
未行使残(株)	620,000	300,000	

(注)平成23年8月31日付で普通株式1株を500株に、平成28年7月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第1回新株予約権 (a)	第1回新株予約権 (b)	第1回新株予約権 (c)
決議年月日	平成22年2月26日	平成22年2月26日	平成22年2月26日
権利行使価格(円)	325	325	325
行使時平均株価(円)	2,245		1,820
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成23年4月22日	平成24年12月13日	平成28年3月16日
権利行使価格(円)	400	240	850
行使時平均株価(円)	1,831	1,746	
付与日における公正な評価単価(円)		112.5	23.9

2. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りが困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却超過額	92百万円	123百万円
繰越欠損金	330百万円	338百万円
退職給付に係る負債	72百万円	37百万円
たな卸資産評価損	9百万円	8百万円
その他	86百万円	159百万円
繰延税金資産小計	591百万円	667百万円
評価性引当額	348百万円	353百万円
繰延税金資産合計	243百万円	314百万円
(繰延税金負債)		
在外子会社の留保利益	136百万円	115百万円
その他	31百万円	77百万円
繰延税金負債合計	167百万円	192百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1%	
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.2%	
外国源泉税	0.9%	
税率変更による繰延税金資産の減額修正	0.8%	
評価性引当額の増減	0.8%	
在外子会社の税率差異	13.2%	
在外子会社の特別減税	6.0%	
在外子会社の留保利益	3.9%	
在外子会社からの受取配当金消去	9.7%	
その他	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%	

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧米	合計
321	8,246	479	9,048

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
5	16,281	16,286

主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
LGグループ	3,399
東莞市旭冉電子有限公司	2,938

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧米	合計
1,519	7,965	32	9,517

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
7	31,335	31,343

主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
LGグループ	3,395
東莞市旭冉電子有限公司	3,115
東北村田製作所グループ	1,477

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	大内 秀雄			当社取締役	なし		新株予約権の行使(注)	11		

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	崔 元根			当社代表取締役	(被所有)直接13.67		債務保証(注)			2,292

(注) 設備投資資金の銀行借入に対して行ったものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	665円73銭	734円23銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	65円28銭	3円85銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	61円46銭	

- (注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
- 2 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	20,670	22,948
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	61	42
(うち新株予約権(百万円))	(61)	(42)
普通株式に係る純資産額(百万円)	20,608	22,905
普通株式の発行済株式数(株)	30,956,600	31,197,600
普通株式の自己株式数(株)	223	223
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	30,956,377	31,197,377

- 4 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する当期純 損失金額()(百万円)	1,945	119
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額又は親会社株主に 帰属する当期純損失金額()(百万 円)	1,945	119
普通株式の期中平均株式数(株)	29,797,736	31,124,982
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調 整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	1,853,934	
(うち新株予約権(株))	(1,853,934)	
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益金額 の算定に含まれなかった潜在株式の 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	5,854	1.43	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,317	2,067	0.44	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	6,628	14,060	0.41	平成31年1月～ 平成37年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
合計	8,045	21,982		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,817	2,717	2,588	2,187

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,150	4,490	6,933	9,517
税金等調整前四半期 純利益金額又は 税金等調整前当期 純損失金額() (百万円)	244	173	12	99
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する 当期純損失金額() (百万円)	190	139	19	119
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり当期 純損失金額() (円)	6.14	4.48	0.62	3.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額() (円)	6.14	1.65	3.85	4.47

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,579	7,505
売掛金	308	438
商品	14	4
その他	27	23
流動資産合計	8,929	7,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	6	8
工具、器具及び備品	12	14
減価償却累計額	13	14
有形固定資産合計	5	7
無形固定資産		
ソフトウェア	6	17
無形固定資産合計	6	17
投資その他の資産		
関係会社株式	13,058	18,027
関係会社社債	3,600	9,100
その他	8	8
投資その他の資産合計	16,667	27,135
固定資産合計	16,679	27,160
資産合計	25,608	35,132

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 117	1 135
短期借入金	2 100	2 400
1年内返済予定の長期借入金	2, 4 1,317	2, 4 2,067
その他	73	32
流動負債合計	1,607	2,635
固定負債		
長期借入金	2, 4 6,628	2, 4 14,060
固定負債合計	6,628	14,060
負債合計	8,235	16,695
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,633	7,676
資本剰余金		
資本準備金	7,579	7,622
資本剰余金合計	7,579	7,622
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,098	3,096
利益剰余金合計	2,098	3,096
自己株式	0	0
株主資本合計	17,311	18,394
新株予約権	61	42
純資産合計	17,373	18,436
負債純資産合計	25,608	35,132

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
売上高	807	1,596
売上原価	1 738	1 1,479
売上総利益	68	117
販売費及び一般管理費	2 285	2 334
営業損失()	216	216
営業外収益		
受取利息	1 61	1 128
関係会社受取配当金	1 724	1 1,302
その他	0	0
営業外収益合計	786	1,430
営業外費用		
支払利息	32	49
為替差損	14	13
株式交付費	38	-
支払手数料	76	25
その他	0	0
営業外費用合計	163	88
経常利益	406	1,124
特別利益		
新株予約権戻入益	-	8
特別利益合計	-	8
税引前当期純利益	406	1,133
法人税、住民税及び事業税	24	58
法人税等合計	24	58
当期純利益	382	1,075

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,131	4,077	4,077	1,858	1,858	0	10,067	45	10,112
当期変動額									
新株の発行	3,501	3,501	3,501				7,003		7,003
剰余金の配当				142	142		142		142
当期純利益				382	382		382		382
自己株式の取得						0	0		0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								16	16
当期変動額合計	3,501	3,501	3,501	240	240	0	7,243	16	7,260
当期末残高	7,633	7,579	7,579	2,098	2,098	0	17,311	61	17,373

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	7,633	7,579	7,579	2,098	2,098	0	17,311	61	17,373
当期変動額									
新株の発行	42	42	42				85		85
剰余金の配当				77	77		77		77
当期純利益				1,075	1,075		1,075		1,075
自己株式の取得						-	-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								19	19
当期変動額合計	42	42	42	997	997	-	1,082	19	1,063
当期末残高	7,676	7,622	7,622	3,096	3,096	0	18,394	42	18,436

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

関係会社社債

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。(ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～4年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

当社において、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 (関係会社に対する負債)

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
短期金銭債務	117百万円	135百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	15,550百万円	15,500百万円
借入実行残高	1,100百万円	10,900百万円
差引額	14,450百万円	4,600百万円

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	百万円	3,162百万円

4 当社の長期借入金のうち、10,466百万円(1年内返済予定額を含む)には、以下の財務制限条項が付されております。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	平成32年1月31日	500百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成26年12月期以降の各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年12月期末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	平成34年9月25日	1,979百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成27年12月期以降の各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年12月期末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	平成34年9月30日	1,187百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成27年12月期以降の各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年12月期末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(4)	平成37年6月30日	6,800百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 平成28年12月期以降の各事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年12月期末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
仕入高	752百万円	1,422百万円
営業取引以外の取引高	786百万円	1,426百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
役員報酬	67百万円	54百万円
給料手当	41百万円	60百万円
支払報酬	43百万円	49百万円
支払手数料	28百万円	49百万円
旅費交通費	28百万円	33百万円

およその割合

販売費	14%	15%
一般管理費	86%	85%

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
関係会社株式	13,058	18,027
計	13,058	18,027

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金	330百万円	338百万円
未払事業税否認	4百万円	3百万円
その他	13百万円	10百万円
計	348百万円	353百万円
評価性引当額	348百万円	353百万円
繰延税金資産純額	百万円	百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	56.0%	33.7%
外国源泉税	5.6%	5.0%
住民税均等割	0.3%	0.1%
評価性引当額の増減	17.5%	2.7%
税率変更による繰延税金資産の減額修正	4.7%	0.2%
その他	0.5%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9%	5.1%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6	1		0	8	3
	工具、器具及び備品	12	2	0	1	14	11
	計	18	3	0	1	22	14
無形固定資産	ソフトウェア	13	13		2	27	9
	計	13	13		2	27	9

(注) 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社本店及び支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告の方法によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載URL http://w-scope.co.jp
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 平成29年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上保有の株主 (2) 優待内容 1年以上継続して保有()している株主を対象に、抽選で10名様を当社韓国工場見学にご招待。 1年以上継続して保有とは、平成28年12月31日、平成29年3月31日、平成29年6月30日、平成29年9月30日及び平成29年12月31日現在の株主に同一株主番号で5回連続して記載又は記録されている株主とします。

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主が有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
平成29年3月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年3月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年5月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年8月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
平成29年11月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月23日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 野 俊 治

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダブル・スコープ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダブル・スコープ株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ダブル・スコープ株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月23日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 野 俊 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダブル・スコープ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。